

大洲・喜多衛生事務組合清掃条例施行規則

昭和40年4月1日

大洲・喜多衛生事務組合規則第1号

(目 的)

第1条 この規則は、大洲・喜多衛生事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和40年3月24日大洲・喜多衛生事務組合条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(多量のし尿の限度)

第2条 条例第5条の規定により組合長が指示することのできる多量のし尿の限度は組合長が必要と認める量以上とする。

(し尿取扱業の許可申請事項)

第3条 条例第8条の規定による許可申請書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 住所、氏名（法人にあっては名称、所在地及び代表者名）とする。この場合においては、定款の写し及び登記簿謄本を添付しなければならない。
- (2) 収集運搬、清掃、その他の用に供する作業用具の種類及び数量。
- (3) 収集運搬を行う区域、世帯数、1日の作業能力。
- (4) 従業員の住所及び氏名。
- (5) その他組合長が指示する事項。

2 前項の申請事項を変更しようとするときは、許可事項変更申請書を提出し、組合長の承認を受けなければならない。

3 許可期間満了後引き続き取扱業を行おうとする場合は、期間終了前20日までに申請書を提出し、改めて組合長の許可を受けなければならない。

第4条 条例第9条第1項及び第2項の規定により交付した許可証の有効期限は2年以内とする。

(取扱業の許可制限)

第5条 取扱業者数、取扱手数料額、許可制限及び収集区域等について必要と認めた場合は、組合長はこれを制限することができる。

2 取扱業者の許可は、大洲市及び喜多郡内の町村並びに伊予郡内の双海町、中山町、広田村に居住する者に限る。

(取扱業者及び従業員の守るべき事項)

第6条 取扱業者及び従業員は、許可を受けた収集区域以外において営業してはならない。

2 取扱業者はその営業区域内における住民からし尿汲取りの申込があった場合は、災害又は伝染病の発生その他特別の事由により汲取りが困難な場合のほか、これを拒むことはできない。

(し尿の収集運搬処理基準)

第7条 取扱業者がし尿の収集運搬処理を行う場合は、次のとおり基準を守らなければならない。

- (1) し尿が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 収集運搬に伴う悪臭等によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 運搬車及び運搬容器は、し尿が飛散し、及び流出し並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 処理施設への投入は、当該処理施設の処理能力を考慮して計画的に行うこと。

(申請書等の様式)

第 8 条 大洲・喜多衛生事務組合清掃条例及びこの規則による申請書、許可証、その他の様式は別表の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。